

資 料

那覇市公民館条例	1 6 7
那覇市公民館条例施行規則	1 7 4
那覇市公民館の運営に関する要綱	1 8 1
那覇市公民館の定期利用に関する要綱	1 9 0
那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウムの運営に関する要綱	2 0 0
地域学習支援事業における講師派遣要綱	2 0 6
地域学習支援事業における講師派遣実施要領	2 1 2
うるく地域づくり連絡協議会会則	2 1 7
小禄地区行政連絡会設置要綱	2 2 1
より住みよい町にするための首里ネットワーク設置要綱	2 2 2
真和志地区地域活性委員会会則	2 2 3
識名園友遊会実行委員会会則	2 2 4
令和 3 年度公民館施設利用状況	2 2 5
令和 4 年度公民館定期利用団体一覧表	2 3 0
令和 4 年度公民館職員一覧	2 4 4
那覇市公民館一覧	2 4 5

○那覇市公民館条例

平成21年9月30日

条例第26号

改正 平成22年12月24日条例第38号

平成25年12月27日条例第57号

那覇市公民館条例(昭和50年那覇市条例第34号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条の規定に基づき、公民館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に公民館を設置する。

2 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
那覇市中央公民館	那覇市寄宮1丁目2番15号
那覇市小緑南公民館	那覇市高良2丁目7番1号
那覇市首里公民館	那覇市首里当蔵町2丁目8番地2
那覇市若狭公民館	那覇市若狭2丁目12番1号
那覇市石嶺公民館	那覇市首里石嶺町2丁目70番地9
那覇市繁多川公民館	那覇市繁多川4丁目1番38号
那覇市牧志駅前ほしぞら公民館	那覇市安里2丁目1番1号

(事業)

第3条 公民館は、法第22条に掲げる事業のほか、那覇市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事業を行う。

(開館時間)

第4条 公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に定める国民の祝日
- (2) 慰霊の日 6月23日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(ただし、第1号に定める日を除く。)

(利用できる者)

第6条 公民館を利用できる者は、市内に在住、在勤又は在学する者とする。ただし、教育委員会が特

に必要と認めるときは、この限りでない。

(入館の制限等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがある者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(利用許可)

第8条 公民館を利用しようとする者は、教育委員会の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第9条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 既に納付した使用料は、還付しないものとする。ただし、市長が特に認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合
- (2) 公共団体又は公共的団体が公用又は公益の目的で利用する場合
- (3) 構成員の半数以上が高校生以下の団体が利用する場合
- (4) 構成員の半数以上が満65歳以上の団体が利用する場合
- (5) 構成員の半数以上が障がい者の団体が利用する場合
- (6) その他市長が特に必要と認める場合

(観覧料)

第11条 那覇市牧志駅前ほしぞら公民館のプラネタリウムを観覧しようとする者は、別表第2に定める額の観覧料を納付しなければならない。

2 既に納付した観覧料は、還付しないものとする。ただし、市長が特に認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料の減免)

第12条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

(利用許可の制限)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (4) 管理上支障があるとき。
 - (5) その他教育委員会が不相当と認めるとき。
- (利用許可の取消し等)

第14条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、公民館の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設の変更禁止)

第16条 利用者は、公民館を利用する場合においては、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

(損害賠償)

第18条 利用者は、利用に際し公民館の施設又は設備を破損し、汚損し、又は滅失したときは、速やかに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者の指定)

第19条 教育委員会は、次に掲げる全ての要件を満たし、那覇市若狭公民館及び那覇市繁多川公民館の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が公民館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った公民館の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の規定による指定は、公民館の管理を行おうとするものの教育委員会に対する申請により行う。

3 前項の申請は、教育委員会規則で定める申請書に事業計画書その他の教育委員会規則で定める書類を添付して行わなければならない。

(指定管理者が行う管理の基準)

第20条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則並びに那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年那覇市条例第4号)の規定に従い、公民館の管理を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第21条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第22条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用許可に関する業務
 - (2) 第24条において準用する第3条に規定する事業の企画及び実施に関する業務
 - (3) 公民館施設の維持管理に関する業務
 - (4) その他教育委員会が必要と認める業務
- (利用料金)

第23条 指定管理者は、当該指定管理者が管理を行う公民館について、第9条第1項に規定する使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(準用)

第24条 第3条から第10条まで、第13条、第14条及び第16条の規定は、指定管理者に公民館の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条	那覇市教育委員会(以下「教育委員会」という。)	那覇市教育委員会(以下「教育委員会」という。)又は指定管理者
第4条から第8条まで、第13条、第14条及び第16条	教育委員会	指定管理者
第9条の見出し、同条第2項及び第10条(見出しを含む。)	使用料	利用料金
第9条第1項	別表第1に定める使用料を	第23条第1項に定める利用料金を支払わなければ

	納付しなければ	
第9条第2項	納付した	支払った
第9条第2項及び第10条	市長	指定管理者

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成22年12月24日条例第38号)

- 1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成23年教委規則第8号で、平成23年7月8日から施行)

- 2 この条例による改正後の第6条の規定による利用許可その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

付 則(平成25年12月27日条例第57号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の那覇市公民館条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の那覇市公民館条例(以下「新条例」という。)の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 3 新条例第19条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1(第9条関係)

館名	区分	使用料(円)	
		室料	冷房料
那覇市中央公民館	ホール	930	300
	会議室	160	100
那覇市小禄南公民館	ホール	930	300
	中研修室	320	100
	視聴覚室	400	100
	和室	240	100
	小会議室A	240	100
	小会議室B	240	100

	児童図書室	160	100
	実習室	320	100
	団体連絡室	160	100
那覇市首里公民館	ホール	930	300
	視聴覚室	480	100
	会議室	480	100
	中会議室	320	100
	児童室	240	100
	展示室	930	300
	和室	400	100
	調理室	320	100
	団体室	160	100
那覇市若狭公民館	ホール	930	300
	第1研修室	400	100
	第2研修室	240	100
	第3研修室	160	100
	実習室	240	100
	和室	320	100
那覇市石嶺公民館	ホール	930	300
	第1学習室	320	100
	第2学習室	320	100
	実習室	400	100
	和室	240	100
那覇市繁多川公民館	ホール	930	300
	研修室1	320	100
	研修室2	240	100
	和室	240	100
	実習室	400	100
那覇市牧志駅前ほしぞら公民館	ホール	930	300
	第1学習室	400	100
	第2学習室	160	100
	第3学習室	160	100
	第4学習室	320	100

	実習室	240	100
	パソコン室	400	100
	工作室	320	100
	和室	240	100

備考

- 1 使用料は、1時間当たりとする。
- 2 1時間未満の利用の場合は、1時間とする。

別表第2(第11条関係)

施設名	区分	観覧料(円／1人1回につき)	
		個人	団体(10人以上)
那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム	大人	200	160
	高校生	150	120
	小中学生	100	80

備考 特別投影の場合は、2,000円の範囲内で市長が定める額とする。

○那覇市公民館条例施行規則

平成22年1月6日

教育委員会規則第2号

改正 平成23年4月28日教委規則第6号

平成26年2月19日教委規則第4号

平成27年3月20日教委規則第6号

令和2年3月31日教委規則第11号

那覇市公民館条例施行規則(昭和50年那覇市教育委員会規則第6号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市公民館条例(平成21年那覇市条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第8条の規定により公民館の利用許可を受けようとする者は、那覇市公民館利用許可申請書により教育長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、利用しようとする日の属する月の前月の初日から受け付けるものとする。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第3条 教育長は、前条第1項の規定による申請を許可したときは、那覇市公民館利用許可書(以下「利用許可書」という。)を交付するものとする。

(利用許可の変更等)

第4条 前条の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が利用許可事項を変更し、又は取り消そうとするときは、利用する日の前日までに那覇市公民館利用許可変更(取消)申請書に利用許可書を添えて、教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が認める場合は、この限りでない。

2 教育長は、前項の規定による申請を許可したときは、那覇市公民館利用許可変更(取消)通知書を交付するものとする。

(使用料の納付)

第5条 条例第9条第1項に規定する使用料は、利用する日までに納付しなければならない。

(使用料の還付)

第6条 条例第9条第2項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 天災その他不可抗力又は公民館の管理上の理由により利用ができなくなった場合 利用できない期間に係る額

(2) その他教育長が必要と認める場合 教育長が必要と認める額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、那覇市公民館使用料還付申請書により教育

長に申請しなければならない。この場合において、利用者は、利用許可書を添えなければならない。

- 3 教育長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、那覇市公民館使用料還付通知書を交付するものとする。

(使用料の減免)

第7条 条例第10条の規定により使用料を減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、免除する額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(1) 条例第10条第1号から第3号までの規定に該当する場合 全額

(2) 条例第10条第4号及び第5号の規定に該当する場合 使用料(冷房料を除く。次号において同じ。)の2分の1の額

(3) 条例第10条第6号の規定に該当する場合 全額又は使用料の2分の1の額

- 2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、那覇市公民館使用料減免申請書により教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が認める場合は、この限りでない。

- 3 教育長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、那覇市公民館使用料減免通知書を交付するものとする。

(観覧料の納付)

第8条 条例第11条第1項に規定する観覧料は、観覧するときまでに納付しなければならない。

(観覧料の還付)

第9条 条例第11条第2項ただし書の規定により観覧料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 天災その他不可抗力又はプラネタリウムの管理上の理由により観覧ができなくなった場合 全額

(2) その他教育長が必要と認める場合 教育長が必要と認める額

- 2 前項の規定により観覧料の還付を受けようとする者は、那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧料還付申請書により教育長に申請しなければならない。

- 3 教育長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧料還付通知書を交付するものとする。

(観覧料の減免)

第10条 条例第12条の規定により観覧料の全額を免除することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 本市が主催又は共催する行事において参加者が観覧する場合

(2) 本市内に住所を有する小学校の児童及び中学校の生徒が観覧する場合

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による本市内の小学校に在籍している児童及び中学校に在籍している生徒が、教育課程に基づく学習活動のために観覧する場合

(4) 学校教育法の規定による本市内の幼稚園、小学校及び中学校の教職員等が、教育課程に基づく

学習活動のために幼児、児童及び生徒を引率して観覧する場合

- (5) 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和31年法律第40号)による就学奨励を受けている保護者の保護する児童及び生徒が観覧する場合
- (6) 特別支援学校の児童及び生徒並びにその引率者が観覧する場合
- (7) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及び当該施設の職員等が児童を引率して観覧する場合
- (8) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者が観覧する場合
- (9) 知的障がい者(児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神衛生鑑定医により知的障がい者と判定された者をいう。)及びその引率者が観覧する場合
- (10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその引率者が観覧する場合
- (11) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者が観覧する場合
- (12) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者が観覧する場合
- (13) その他教育長が必要と認める場合

2 条例第12条の規定に基づき、本市内に住所を有する満65歳以上の者が個人で観覧する場合は、観覧料の2分の1の額を免除する。この場合において、免除額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

3 前2項の規定により観覧料の減免を受けようとする者は、那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧料減免申請書により教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が認める場合は、この限りでない。

4 教育長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧料減免通知書を交付するものとする。

(遵守事項)

第11条 公民館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用許可を受けた施設又は設備以外のものを利用しないこと。
- (2) 許可を受けた場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- (4) 許可を受けないで壁面、柱等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (6) その他教育長の指示すること。

(損傷等の届出)

第12条 利用者は、公民館の施設、設備又は備付物件を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに

その旨を教育長に届け出なければならない。

(連絡等に当たる公民館)

第13条 条例第2条に規定する那覇市中央公民館(以下「中央公民館」という。)は、同条に規定する他の公民館の連絡等に当たる公民館とする。

2 中央公民館は、中央公民館の事業のほか、公民館相互の連絡調整に関する事業その他個々の公民館で処理することが不適当と認められる事業を実施する。

(公告)

第14条 教育長は、条例第19条第1項の規定により指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 名称及び位置
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第19条第2項の申請(次条において「指定申請」という。)の方法
- (5) その他教育長が必要と認める事項

(指定申請)

第15条 指定申請は、教育長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第19条第3項の教育委員会規則で定める申請書は、那覇市公民館指定管理者指定申請書(第1号様式)とする。

3 条例第19条第3項の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (2) 法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書
- (3) 役員の名簿及び履歴書
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書
- (6) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (7) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の公民館の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (8) その他教育長が必要と認める書類

(指定等)

第16条 教育長は、条例第19条第1項の規定による指定をするときは、那覇市公民館指定管理者指定書(第2号様式)を交付する。

2 教育長は、条例第19条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市公民館指定管理者不指定通知書(第3号様式)を交付する。

(協定)

第17条 指定管理者は、教育委員会と公民館の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 管理の業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) その他教育長が必要と認める事項

(準用)

第18条 第2条から第7条まで、第11条及び第12条の規定は、指定管理者に公民館の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条第1項	条例第8条	条例第24条において準用する条例第8条
第2条から第4条まで、 第6条、第7条、第11 条及び第12条	教育長	指定管理者
第3条	前条第1項	第19条において準用する前条第1項
第4条第1項	前条	第19条において準用する前条
第5条の見出し	使用料の納付	利用料金の支払い
第5条	条例第9条第1項	条例第24条において準用する条例第9条第1項
	使用料	利用料金
	納付しなければならない。	支払わなければならない。
第6条(見出しを含む。)及び第7条(見出しを含む。)	使用料	利用料金
第6条第1項	条例第9条第2項ただし書	条例第24条において準用する条例第9条第2項ただし書
第6条第2項	那覇市公民館使用料還付申請書	那覇市公民館利用料金還付申請書
第6条第3項	那覇市公民館使用料還付通知書	那覇市公民館利用料金還付通知書
第7条第1項	条例第10条	条例第24条において準用する条例第10条
	条例第10条第1号から第3	条例第24条において準用する条例第10条第1号から第

	号まで	3号まで
	条例第10条第4号及び第5号	条例第24条において準用する条例第10条第4号及び第5号
	条例第10条第6号	条例第24条において準用する条例第10条第6号
第7条第2項	那覇市公民館使用料減免申請書	那覇市公民館利用料金減免申請書
第7条第3項	那覇市公民館使用料減免通知書	那覇市公民館利用料金減免通知書

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、公民館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 利用許可に関する手続その他この規則の施行に必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

付 則(平成23年4月28日教委規則第6号)

- 1 この規則は、那覇市公民館条例の一部を改正する条例(平成22年那覇市条例第38号)の施行の日から施行する。
- 2 利用許可に関する手続その他この規則の施行に必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

付 則(平成26年2月19日教委規則第4号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月20日教委規則第6号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(令和2年3月31日教委規則第11号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

第 1 号様式(第 15 条関係)

那覇市公民館指定管理者指定申請書

年 月 日

那覇市教育委員会 教育長 宛

申請者	所在地
	団体名
	代表者
連絡先	担当者
	電 話

下記の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので、那覇市公民館条例第 19 条第 2 項の規定により申請します。

記

指定を受けたい施設：